

# 船舶事故調査報告書

令和7年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和6年9月1日 12時40分ごろ
発生場所	滋賀県大津市際川 <sup>さいがわ</sup> 東方沖（琵琶湖南部） 1302一等水準点から真方位120° 1,700m付近 （概位 北緯35°02.4′ 東経135°53.4′）
事故の概要	水上オートバイヤマハウェーブランナー <sup>フイエックス エフ</sup> VX-Fは、浮体を <sup>えい</sup> 航して遊走中、浮体の搭乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和6年9月24日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ ヤマハウェーブランナーVX-F、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	242-30643大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊 搭乗者
負傷者	軽傷 1人（搭乗者）
損傷	なし
気象・水象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 水象：波高 約0.2m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者1人が座面に足を伸ばした状態で座ったトーイングチューブ（以下「本件浮体」という。）を長さ約15mの<sup>えい</sup>航索で<sup>えい</sup>航し、約20～30km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で遊走していた。</p> <p>船長は、搭乗者を楽しませようと思い本船を右に急旋回させたところ、本件浮体は、左に振られて本船の引き波に乗って浮き上がり、バランスを崩して転覆し、搭乗者が落水した。</p> <p>搭乗者は、落水時、水面で右腕を打った。</p> <p>船長は、搭乗者が肩の痛みを訴えていたので、本船に引き揚げ後部座席に乗せてマリーナに戻った。</p> <p>船長はマリーナの従業員に119番通報を依頼し、搭乗者は救急車で病院に搬送されて右肩脱臼と診断された。</p> <p>船長及び搭乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>海上保安庁がホームページで提供する Water Safety Guide には、水上オートバイがトーイング遊具を<sup>えい</sup>航する際の速度についての注意*1として次の記載がある。</p> <p>トーイング遊具を<sup>えい</sup>航するときは、取扱説明書に記載された速度</p>

\*1 Water Safety Guide 水上オートバイがトーイング遊具を<sup>えい</sup>航する際の速度についての注意  
[https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/pwc/10\\_towing/index.html](https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/pwc/10_towing/index.html)

	<p>を守りましょう。(中略)</p> <p>トーイング遊具の旋回時や波を越えるときは、トーイング遊具側ではコントロールできないことに配慮し、十分に速度を落として航行しましょう。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、搭乗者1人を乗せた本件浮体を約20～30km/hの速力でえい航して遊走中、船長が右に急旋回したことから、本件浮体が左に振られて本船の引き波に乗って浮き上がり、バランスを崩して転覆し、搭乗者が落水して負傷したものと考えられる。</p> <p>本件浮体は、本船が右に急旋回したことにより左へ振られ、本船の速度よりも速度が増した状態で、本船の引き波に乗って浮き上がりバランスを崩したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、搭乗者1人を乗せた本件浮体を約20～30km/hの速力でえい航して遊走中、船長が右に急旋回したため、本件浮体が左に振られて速度が増した状態で本船の引き波に乗って浮き上がり、バランスを崩して転覆し、搭乗者が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浮体をえい航する水上オートバイの船長は、旋回時、浮体が浮き上がったりバランスを崩したりすることがないように十分に減速し、浮体の転覆や搭乗者の落水などが生じるような急旋回をしないこと。</li> </ul>